

# 有明台小学校いじめ防止基本方針

新潟市立有明台小学校

## 【「新潟市いじめ防止等のための基本的な方針」における基本理念】

いじめは、どの子どもにも起こりうる、深刻な人権侵害であることを認識し、子どもたちが互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、学校、保護者、地域が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して、いじめのない社会の実現に向けて取り組む。

有明台小学校は、上記【「新潟市いじめ防止等のための基本的な方針」における基本理念】の実現に向けて、いじめ防止等のための対策を総合的かつ組織的に推進することを目的として、いじめ対策推進法（平成25年法律第71号）の趣旨を踏まえ、新潟市のいじめ防止基本方針を参考に、学校いじめ防止基本方針を策定する。

## 1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

この定義より、事案が次の4つの要件に全て当てはまる場合に、その事案をいじめと判断する。

- ① 加害者・被害者とも児童である。
  - ② 加害者と被害者が、一定の人間関係にある。
  - ③ 加害者が被害者に心理的または物理的な影響を与える行為を行っている。
  - ④ 被害者が心身の苦痛を感じている。
- 「一定の人間関係」とは、同じ学校・学級や部活動に所属するなど、学校内において何らかの関係がある場合に加え、同じ塾やスポーツクラブ等に通っているなど、学校外において何らかの関係がある場合を指す。
- 「心理的又は物理的な影響を与える行為」に当たるいじめは次のようなものがある。
- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
  - ・ 仲間外れ、集団による無視をされる
  - ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
  - ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
  - ・ 金品をたかられる
  - ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
  - ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等
- 「心身の苦痛を感じている」か否かについては、当該児童の表面的な態度や言葉をもって安易に判断せず、状況を分析し、慎重に判断する。
- 「けんか」については、いじめとは扱わないが、表面上「けんか」のように捉えられるものであっても関係の児童が対等な関係ではない場合などは、実はいじめとして捉えるべきものもあるので注意する。

## 2 いじめの防止等にむけた方針

学校全体で児童の健やかな心身の成長を支え、児童のいじめ防止に向け、学校全体でいじめの起きない風土づくりに努める。そのため、以下の方針にそって組織的に対応する。

### (1) 児童は

- 互いに認め合い、支え合い、高め合い、望ましい人間関係を築きます。

#### 有明台小学校のいじめ防止に向けた合い言葉

「 いじめをしない させない 許さない 」

### (2) 教職員は

- 常に高い人権意識をもち、「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうる」という認識にたち、児童、保護者、地域との信頼関係の上に、いじめ防止等に徹底して取り組む。
- すべての児童がかけがえのない存在であることから、児童一人一人が誰からも尊重され、一人一人のよさが生かされるよう、日々の教育活動に専念する。
- 分かる授業・できる授業や、一人一人を生かす教育活動を充実させ、保護者、地域との協力体制を構築して、いじめを生まない学校・学級づくりに努める。
- いじめに対して、積極的、組織的に対応し、児童とともに解決を図る。
- いじめの解決に向けて外部機関との連携が必要な場合には、警察、児童相談所等の関係機関との連携を積極的に進める。

### (3) 保護者は

- 常に子どもの心情に寄り添いながらその理解に努め、子どもが安心、安定して過ごせるよう愛情をもって育む。
- いじめが許されない行為であることを十分認識し、いじめが許されないことや相手を尊重することの大切さを子どもにしっかりと理解させるとともに、いじめの防止等の取組を学校と連携して進める。

## 3 いじめの防止のための具体的手立て

### (1) いじめの未然防止に向けて（年度初め）

**児童一人一人の成長を促す指導を積極的に行うために、  
いつでも、どこでも、どの子にも、全教職員みんながかかわる**

- いじめについての指導（全校へのビデオ放送）
  - ・ いじめが重大な人権侵害であり決して許されないということを理解させる
  - ・ 有明台いじめ防止の合い言葉「いじめをしない、させない、許さない」を確認し、意識を醸成する。
- 保護者に「学校いじめ防止基本方針」の説明を行う。

### (2) 「特別活動と道徳科を核とするいじめ未然防止に向けた教育プログラム」の実施（5月）

- いじめに正面から向き合う「学級活動(2)」の指導
  - 法律や調査・研究結果を知識として示し、子供にいじめについて正面から考えさせることで、いじめ問題についての理解を深める。学年部の2年間で、様々ないじめに係る問題場면을教材とする
    - ・ 市教委のパワーポイントを使って指導する。（c 4 t h 内）

- ・令和5年度は、「学級活動(2)」を全学年で実施。  
令和6年度より1・3・5年生で実施する。次の学年部に進級の際に、同じサイクルで、次の学年部の「学級活動(2)」と道徳科の指導を行う。

<指導内容>

- A：どんなことがいじめになるのか
- B：なぜ、いじめがおきるのか
- C：なぜ、いじめはしてはいけないのか
- D：なぜ、いじめはいけないと分かっているにもかかわらず止められなかったりするのかな
- E：どうやって、いじめをふせぐこと、解決することができるのか

- ・どの学年部の展開も指導内容Aから始まりEで終わる。
- ・発達段階に応じてAとEの間にB、C、Dの内容を入れる。
- ・最後は振り返りの活動で、自らの学びの認知(メタ認知)を促す。

○ いじめに正面から向き合う道徳科の指導

道徳科の授業を設定し、「自分の経験を基に考える」「多面的・多角的に考える」といった思考を促すことで、主体的にいじめ問題について考えさせ、いじめ問題の解決に必要な道徳的価値の理解を深める。

- ・教科書で「いじめ問題とのかかわり」を示している教材を対象とする。
- ・発達段階や教材の内容を基に、重点的に扱う指導内容A～Eを決める。
- ・振り返りの活動で、自らの学びの認知(メタ認知)を促す。

(3) 児童のよさの多面的理解に基づく信頼関係の構築

観察、コミュニケーション、職員・保護者からの情報、客観的データの蓄積

(4) 一人一人を大切に、違いを認め、自他のよさを生かす教育活動  
各教科等の授業、特別活動など

(5) 学校・学年・学級のいじめを生まない人間関係・風土づくり

- ・学級力の実施
- ・学年を超えて学び合う「なかよし班活動」の充実
- ・いじめや差別を許さない人権感覚の育成

(6) いじめや人権、発達障がい、性別違和(LGBT)などに係る教職員の資質向上のための校内研修の計画的な実施・研修会への積極的な参加

4 いじめの早期発見への手立て

いじめは見ようとしなければ見えない

(1) 日常の観察

- ☛ 行動観察チェックリスト参照

(2) アンケートの実施

アンケート名	実施時期	対象
「こまっていることはないかな？」（いじめ）アンケート① いじめについてのアンケート①	5月下旬	児童
	5月上旬	保護者
「こまっていることはないかな？」（いじめ）アンケート② いじめについてのアンケート②	11月上旬	児童
	11月上旬	保護者
「こまっていることはないかな？」（いじめ）アンケート③ いじめについてのアンケート③	2月中旬	児童
	2月中旬	保護者

※いじめアンケートの保管は5年間

- ・児童のアンケートは、全校で同じ時間に実施する。
- ・実施後、速やかに目を通して内容を確認し、即時対応する。担任・学年主任でチェックした後、管理職によるチェック→レベル「中」の事案には即日対応する。
- ・アンケートの結果を受け、児童一人一人と教育相談（おはなしタイム）を行い、児童に寄り添い、より細かな対応を行う。
- ・保護者アンケート（配信メールによる）は、締切期日に速やかに目を通して内容を確認することを原則とし、対応する。

### （3）月例欠席調査による児童の状況把握

### （4）情報交換

- ・児童の生徒指導にかかわる問題については、職員終会で適宜報告する
- ・問題行動を抱える児童に関して「子どもを語る会」で詳しい情報交換を行う。（5月・2月）

### （5）地域からの情報

児童民生委員、地域ボランティアなど、児童の登下校や地域での過ごし方について情報を得られるように関係をつくり、連絡を密にする。

## 5 いじめ解決への対応

### 方針を決め組織的に対応する

○いじめを認知したら、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに組織で対応する。

☛ 「いじめの情報についての報告・対応の流れ」 参照

○いじめを認知した教職員は、学年主任に報告し、管理職・生活指導主任へと確実に報告が上げる体制を基本とする。

○「校内いじめ対応ミーティング」を開催し、解決に向けた手順と方針を決定し、共通理解を図り、多方面から情報収集し、整理し、全体像の把握を行う。

#### いじめを受けた児童に対して

- ・ていねい聞き取りをし、事実関係を明確にする。
- ・児童の気持ちに寄り添いながら対応を一緒に考えるとともに、「絶対に守る」という姿勢を示しながら心のケアに努める。

#### いじめを行った児童に対して

- ・児童の十分な反省を引き出さないまま安易な謝罪で終わらせることなく、相手の心の痛みを理解させ、自身の行為の問題点についての自覚を促す。

- ・今後の生活の仕方を考えさせ、自己決定させるとともに、本人の不安定要因への対処を行い、必要に応じて関係機関と連携して家庭環境への支援を継続する。

#### 周囲の児童に対して

- ・自分たちのこととして問題を捉えさせ、いじめの観衆や傍観者にならず、いじめを未然に防いだり止めさせたりするために一歩踏み出す勇気が持てるようにする。

#### いじめを受けた児童の保護者に対して

- ・事実や経過、今後の方針を適切かつていねいに説明する。

#### いじめを行った児童の保護者に対して

- ・適切に事実を説明する。

○収集・整理した情報及びその基となるアンケートや聴き取りメモ、児童への指導・支援の経過や保護者への説明の記録等を確実に保管する。

○いじめへの対処の結果、いじめが「解消」\*したかどうかについては慎重に判断する。

- \* いじめがなくなることはもちろん、再発についての心配が全くなく、しかも、いじめを受けた児童の心の不安が完全に払拭された状態であると捉え、それらにわずかでも心配がある場合には「一定の解消」と捉えて関係の児童への継続的な指導や支援、見守りを続ける。

○自殺につながる可能性がある場合の対応

- ・児童が自殺をほのめかすなど、自殺につながる可能性がある場合、「TALK」の原則(Tell:心配していることを伝える, Ask:自殺願望について尋ねる, Listen:気持ちを傾聴する, Keep safe:安全の確保)に基づき、「絆の回復」「薬物療法」「心理療法」の3つの柱で、チーム対応による長期のケアを行う。
- ・自傷行為や「死にたい」などのつぶやきを、児童の発する切実なサインとして重く受け止め、教育委員会へ一報を入れるとともに、組織で迅速・適切に対応する。
- ・いじめが解決した後もきめ細かく経過観察を行い、関係する児童への対応を丁寧に行うなどして、いじめの再発防止に努める。

○重大事態に対する対処

万一、重大事態が発生した場合、または重大事態につながるおそれのある事案が発生した場合、迅速にいじめの概要を把握し、教育委員会へ報告する。

その後は、「新潟市いじめ防止等のための基本方針」の重大事態への対処に準じて対処する。

## 6 いじめ防止等の対策のための組織

### ① 校内いじめ対応ミーティング

発生したいじめに対し、即時に対応し、校内組織で迅速・適切に対処することを目的とする。

構成メンバー：管理職、該当児童学級担任、学年主任、生活指導主任（事案発生報告時に参加が可能な場合） その他必要に応じて事案に関係する教職員

組織の役割：いじめの状況を組織として共有

いじめに係る詳細な事実把握のための調査を行う。

いじめ対処のための方針や方法の協議  
児童への指導

② いじめ防止・不登校対策委員会

いじめの防止等の課題に対して、学校内外の人材がそれぞれの役割や専門性を発揮して、組織的・実効的に取り組むことを目的とする。

構成メンバー：教職員，SC，社会福祉士などの心理や福祉の専門家，弁護士，精神科医師等の医師，教員・警察官経験者などの地域人材等

組織の役割：いじめの防止に関して

- ・学校基本方針に基づく取組や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・いじめの相談・通報の窓口

いじめが発生した場合

- ・いじめの疑いに関する情報や問題行動に係る情報の収集と記録，共有

※ 重大事態や重大な事案が発生した場合は、緊急会議を開いて、情報を迅速に共有し、対応の方針や内容を決定するとともに、保護者と連携を図りながら組織的に対応する。